

アンケート結果

参考資料2-2

発送数	45
回答数	45
回答率	100%

設問1 発災後1ヶ月間で、危険物施設事業者から危険物施設に係る問い合わせはありましたか(○は一つ)

ア.	あった	32
イ.	なかった	13

対象機関のうち75%が問合せを受けている

設問1-1 《設問1で「ア. あった」とお答えされた方のみ》 問い合わせがあった施設の種類をお答え下さい(複数回答可)

ア.	石油コンビナート地域事業所	7
イ.	取扱い主体の施設(焼入れ・攪拌等)	7
ウ.	貯蔵主体の施設(倉庫・販売所等)	8
エ.	給油取扱所・燃料小売業	22
オ.	移動タンク貯蔵所	7
カ.	その他	5
カ. 記入	油槽所・屋外タンク貯蔵所所有事業所・原子力発電所等	

設問1で「あった」と回答した32機関のうち、22機関が給油取扱所、燃料小売業より問合せを受けている

設問1-2 《設問1で「ア. あった」とお答えされた方のみ》 問い合わせの内容をお答え下さい(複数回答可)

ア.	申請手続きについて	12
イ.	危険物施設の安全管理・復旧・応急措置について	29
ウ.	その他	6
ウ. 記入	仮貯蔵・仮取扱について等	

その他の問合せ内容は主に震災後の特例措置、仮貯蔵・仮取扱に関するものであった。

設問1-3 《設問1で「ア. あった」とお答えされた方のみ》 問い合わせにご回答した時期をお答え下さい(○は一つ)

ア.	ほとんどの問い合わせは、すぐに回答できた	25
イ.	回答に1週間以上要したのもあった	6
ウ.	ほとんどの問い合わせは、回答に1週間以上要した	1

回答に一週間以上要した地域は、釜石大槌、陸前高田、仙南、塩釜、気仙沼等、津波被害が甚大であった地域が主である

設問1-4 《設問1で「ア. あった」とお答えされた方のみ》 問い合わせ内容でご回答に最も苦慮したものはどのようなものでしたか？(具体的に)

設問1-3ですぐ回答できた、と回答した機関

一般事業所における危険物の仮貯蔵仮取扱いについて(有資格者不在の場合等)
危険物施設付近の被害状況が不明時において 施設の使用再開を迫られた時
施設の基準に適合しない状態での貯蔵取扱いを認める範囲の決定とその手続きについて
被害を受けた給油取扱所の修繕等の手続きについて、軽微変更の判断
災害現場へ対応する為、危険物施設に対して遅くなった
特定屋外タンク貯蔵所の内部浮き蓋破損に対する対応
ガソリンの仮貯蔵・仮取扱いについて
廃止された給油取扱所(設備等はそのまま)での仮取扱い
車両用燃料の不足により、ドラム缶によるガソリンの一時的な貯蔵・取扱い(自動車への給油)についての安全対策
当消防本部管内は震災による施設破損の件数は少なかったが、災害復旧と称し他の消防本部は「軽微な変更工事届出書」で工事を行いましたと、本来であれば変更許可となる工事も強引に軽微な変更工事で行おうとする業者があり、危険性の説明及び理解を得られるまで苦慮した
同敷地においての仮貯蔵、仮取扱
許認可等の申請手続き

想定外の対応をせざるをえず、判断に苦慮している様子が窺える

設問1-3で一週間以上回答に時間を要した、と回答した機関

固定消火設備損壊による代替設備の対応
移動タンク貯蔵所の移送中の品名表示
庁舎が被災し、書類・資料・データ・書籍等すべてが流失したため。回答に苦慮した
業務を再開するにあたっての点検、メンテナンス業者の確保が出来ず、消防に照会があった
被災した施設の営業再開に向けた復旧にあたり安全対策の面で実態に即した対応に苦慮した
建築制限や復興計画未定等による復旧までの部分的な改修(点検)による危険物施設の使用指導

設問2 危険物施設事業者(および業界団体等)に対し、危険物の取り扱い等に関する注意喚起(口頭、文書)を行いましたか

ア.	行った	35
イ.	行わなかった	9

約80%の機関が注意喚起を行っている

設問2-1 《設問2で「ア. 行った」とお答えされた方のみ》 行った時期はいつ頃でしたか(○は一つ)

ア.	ほとんどの注意喚起は、発災後1週間以内に行った	9
イ.	ほとんどの注意喚起は、発災後1ヶ月以内に行った	13
ウ.	ほとんどの注意喚起は、発災後1ヶ月以降に行った	1
エ.	内容により注意喚起を行った時期は様々であり、上記にあてはめることは困難	12

設問3 平常時から危険物施設事業者と協力しておくべきと感じたことは何ですか

長時間の停電となった場合。庁舎用燃料及び車両用燃料の確保が困難な状況が想定されることから、燃料確保のための協力体制が必要である。
緊急時の連絡体制
危険物施設担当者へ緊急時に連絡が容易な携帯電話番号の把握
震災時の対応について、危険物施設事業者が行う訓練に積極的に協力するべきであると感じた
緊急時の優先順位及び応急措置を相互に確認し合い、連絡網等を保有すること
震災時の対応訓練等の実施及び震災後の連絡体制の構築
流出した危険物の回収後の保管場所の確保として、屋内貯蔵所、屋外貯蔵所への一時保管措置
各事業所全従業員参加型訓練実施の呼びかけ
計画的な教育訓練を実施し、小規模な地震でも出火防止の初動措置を行う習慣を付けさせておくこと
消防署への被災状況の迅速な報告体制の構築
津波対策(復旧、応急対応等)
休日夜間における代表者への連絡先
法の適正運用に伴う日常の点検
異常現象の認識の共有
施設事業所のみならず、消防側の業務継続計画においては双方の協力体制がなければ、難しいと感じています。
通信、連絡体制
・災害時の緊急車両への燃料補給 ・津波による危険物容器流出に伴う回収
発生後における危険物施設の早期の自主的な点検(休止中の施設を含む)を実施し、その異常に対する早急な措置を行うこと(平常時からの認識)
大規模災害時の緊急自動車等の燃料確保の為の協定
・復旧マニュアルについて ・緊急車両への燃料確保について
大規模な災害時には電話が不通となることから メール等で連絡が取れるようその体制を確立すること
自衛消防組織の強化指導及び周辺住民に対する広報や避難誘導の協力体制
油脂火災に使用する化学消火薬剤は経済性、保管場所、火災頻度から見て常時大量に備蓄することは困難であるので、危険物取扱事業所等とあらかじめ相互応援に関する協議を行っておく。
燃料の供給が滞った場合における、消防車両等への燃料確保について
ガソリンスタンドから消防車両の燃料を優先して入れてもらった。(緊急消防援助隊含む)
指導力の相違
震災時等に想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて、消防機関と危険物事業所との間で協議しておくこと
危険物担当者と連絡体制の強化を図る
・相互連絡体制の確立 ・非常用燃料の提供依頼
・緊急車両及び支援部隊等の燃料補給の確保 ・関係者等の緊急連絡先の把握
消防機関と合同訓練を実施することにより、事業所の現場対応について改善点を明確にし、安全対策の強化を図ることが大切である
災害時における通報体制の確保について
自衛防災組織の初動対応に係る充実強化
災害時に対応できる様、関係者とのコミュニケーションを確立しておく

緊急時連絡・連携、燃料確保の協力体制について必要性を感じている機関が多い

設問4 震災後に危険物施設の安全確保のために新たに取り組まれたことはありますか(〇はいくつでも)

ア.	被害の実態調査を行った	39
イ.	地震または津波対策の指導要領等を定めた	1
ウ.	消防本部内もしくは危険物事業者と安全対策について検討会等を行った	1
エ.	事業者向けに災害に対する危険物施設の安全対策に関するガイドラインを作成した	0
オ.	その他	1
オ. 記入	予防規程の見直し	

※オ(特になし)とあるものは集計せず

実態調査は39機関で行われていたが、指導要領ガイドライン作成までには至っていないところがほとんどである

設問5 震災を踏まえて、地震・津波の対策について他の危険物関係事業者の手本となる取組みを行っている危険物関係事業所等が管内にありますか

ア.	ある	10
イ.	ない	34

「ある」と回答した機関の内容

管内の給油取扱所において、非常用発電設備の設置、車両バッテリーからの電源により計量機を作動させる設備を設置した また、危険物の出荷拠点となる油槽所において、非常用発電設備、ドラム出荷用設備を設置した
コンビナート地域の各事業所 津波浸水対策として電気室、ポンプ室の外壁補強および出入口へのバリケード設置 敷地内の海拔を調査し、避難場所の特定 発電機室を1Fから2Fへ移設
電気設備の高所移設 →8/26TELにて詳細聞き取り ①電源部・制御部を50m程離れた高台へ移設(石油備蓄基地) ②施設内でキュービクルを上階等へ移設
○全社的な対策はもちろんとして、部署毎に震災対策を強化している ○自家発電設備の設置をする事業所が多い
緊急用発電機及び緊急用可搬式ポンプの準備
津波警報時の緊急措置の方法を定めると共に地震津波対応の訓練を実施した
給油取扱所に自家用発電設備を設け、停電時でも最低限の給油サービスを行える措置を講じた
防潮堤の設置
災害時の通報手段確保として衛星電話を準備した
液状化対策のための地盤改良